

法人が拠出した基金は、貸借対照表上資産の部の固定資産・その他の資産区分に適合する勘定科目（その他の資産、法人拠出基金など）に計上され、返還時において消滅します。

Q 7 金銭以外の資産を拠出した場合、課税対象になりますか。

A 7 基金制度を採用する医療法人に金銭以外の資産を拠出した場合、租税特別措置法 40 条の要件である「非同族であること」等の公益的要件を満たしていないため、原則として拠出した時点で課税されると思われます。

Q 8 拠出された基金は運転資金に充当できますか。

A 8 基金の使用用途は限定されてはいませんので、医療法人が必要とする全ての資金において基金を拠出してもらうことは可能であり、拠出された基金を運転資金に充当することは問題ありません。

Q 9 基金の払込期日あるいは払込期間内に払込通知の金額が払い込まなかった場合、払込期日あるいは払込期間の延長はできますか。

A 9 できません。払込期日あるいは払込期間内に拠出された基金の総額が、基金となります。

Q10 既存基金の返還が行われる前に次の基金の募集をすることは可能ですか。

A10 基金の募集について、現存する基金の返還条件は付されていないので、可能と思われます。

Q11 基金の返還をするための基金の再度募集は可能ですか。

A11 医療法施行規則 30 条の 38 第 2 項には「基金の返還原資は、毎事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られる。」と規定されていますので、貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超えてはいるが、現金が基金の返還に不足している場合のみ現金を増加させるための基金募集が可能と思われます。

Q12 過措置型医療法人から基金拠出型医療法人への移行に際し、基金拠出型医療法人を新規に設立し、経過措置型医療法人が、新設医療法人に基金としてその財産を拠出することはできますか。

A12 経過措置型医療法人は、「確実な有価証券」（元本保証のもののみ）に法人外流出が認められており、このケースはそれに該当しないと思われますので、経過措置型医療法人の新設医療法人への基金拠出は、できないと思われます。

Q13 経過措置型医療法人と基金拠出型医療法人との合併は可能ですか。

A13 経過措置型医療法人と基金拠出型医療法人の合併において、経過措置型医療法人が存続法人となる合併はできません。しかし、後者が存続法人となる吸収合併は可能であると思われます。ただし、経過措置型医療法人の出資持分放棄時に「適格合併」に該当するかどうかによりますが、非適格の場合

には、原則として時価での課税もありうると思われます。

Q14 出資額限度法人が基金拠出型法人に移行した場合に特に注意することがありますか。

A14 移行時税制がまだ確定していないので、課税関係が生ずる可能性があります。

定款に関しては、公表されている定款例²⁴の附則の項目で「本社は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。」と明記するとなっています。

さらに、国税庁長官が通達で示した「非課税4基準」を充足している出資額限度法人と非充足の出資額限度法人では、課税上の違いが出ることも考えられます。

Q15 基金拠出者は、基金の返還請求はできますか。

A15 返還に関しては、定款の記載期日前には原則としてできません。

Q16 基金の譲渡はできますか。

A16 基金の譲渡は可能と思われます。

当該医療法人の基金拠出者名簿（仮称）の書き換えを前提にした理事会での議決事項により譲渡可能になると考えられます。

Q17 基金に関して譲渡制限をつけることはできますか。

A17 基金拠出契約書あるいは定款で譲渡制限を付することが可能と思われます。

Q18 基金は相続できますか。

A18 できます。

Q19 基金拠出者の権利を教えてください。

A19 基金拠出者の権利は、基金拠出契約に基づき、条件付ながら返還の請求権があります。

²⁴ 平成19年3月30日医政発第0330051号 厚生労働省医政局長通知の別添を参照

6 資産の流動化

資産の信用力に基づく資金調達方法として、資産の流動化が挙げられる。これまで銀行借入を主とする間接金融に依存してきた医療機関にとって、資産の流動化は、新しい資金調達方法であるとともに、銀行借入に比べて仕組みがかなり複雑であるところから、医療機関側は金融機関からの説明を受けても、理解に困難を伴うことが予想される。

そこで、本章では資産の流動化を取り上げて、医療機関の関係者を対象として、資産の流動化を実施する主体である医療機関が最低限知っておくべき知識と資産流動化の基本的な仕組みについて分かりやすく解説する。

(1) 資産の流動化とは

1) 資産の流動化とその定義付け

資産の流動化をどのように定義するかは、難問である。論者によってさまざまな定義付けが行われているうえ、流動化の定義如何によって、含まれる資金調達方法の種類にかなりの違いが生じるからである¹。

広義の「流動化」とは、流動性の乏しい資産に流動性を付与するという意味で用いられる。わが国における資産の流動化に関する研究を長年担ってきた財団法人日本資産流動化研究所によれば、「資産の流動化」とは、「資産を保有する会社が資産を分離し、その資産を裏付けとして資金調達を行うこと」と定義している²。この定義のポイントは、①資産の保有者が資産を分離すること（資産のオフバランス化³）と、②その資産を裏付けとして資金調達（キャッシュの獲得）を行うことであり、広義の「流動化」を定義付けたものと考えられる。

この定義によれば、資産自体の価値に着目してその流動化を図る行為である資産の売却についても、これら2つの要素を満たす。したがって、以下に説明する診療報酬債権の流動化において、ファクタリング会社に診療報酬債権を譲渡するという行為（売却行為）も、資産の流動化に含まれることとなる。

現在では「資産の流動化」については、異なった定義付けが行われるようになっている。不動産証券化に関する普及・啓発活動等を行う団体である社団法人不動産証券化協会によれば、「資産の流動化」とは、「資産を保有する者が、特定の資産保有を目的とする別の主体（特別目的事業体＝Special Purpose Entity＝SPE⁴）を設立して、そこに当該資産を移転してその資産が生み出す将来のキャッシュフローを原資に資金調達を行う過程」と定義している⁵。流動化実務の担い手である某信託銀行によれば、「流動化」とは、「①裏付け資産の信用リスクを、②分解・加工し、③

¹ 「資産の流動化に関する法律」（以下、「資産流動化法」という）には、「資産の流動化」に関する定義規定が置かれている。しかし、この定義は、あくまでもこの法律における「資産の流動化」を定義したものである。

² <http://www.leasing.or.jp/sisan/top.html> 参照。なお、財団法人日本資産流動化研究所は2003年7月に解散し、研究業務は社団法人リース事業協会及び社団法人日本クレジット産業協会に引き継がれた。

³ 当該の資産を貸借対照表（Balance Sheet）から切り離すこと、典型的には資産を売却することである。

⁴ SPEは、後述のように、Special Purpose Vehicle (SPV)、あるいは単にビークル（Vehicle）と言われることもある。

⁵ 不動産証券化協会『不動産証券化ハンドブック 2007-2008』（不動産証券化協会、2007年）12頁。